

○岡山市食品衛生法施行条例

平成12年3月22日

市条例第25号

改正 平成16年1月15日市条例第1号

平成16年12月27日市条例第52号

平成20年12月25日市条例第94号

平成24年9月28日市条例第57号

平成27年3月16日市条例第21号

令和2年3月18日市条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(食品衛生検査施設の設備等の基準)

第2条 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室，微生物検査室，動物飼育室，事務室等を設けること。
- (2) 純水装置，定温乾燥器，ディープフリーザー，電気炉，ガスクロマトグラフ，分光光度計，高圧滅菌器，乾熱滅菌器，恒温培養器，嫌気培養装置，恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- (3) 検査又は試験のために必要な職員を置くこと。

(食品衛生責任者名札の掲示)

第3条 法第51条第1項の営業を行う者は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第66条の2第1項及び別表第17第1号イの規定により定めた食品衛生責任者の名札を営業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(許可書の掲示)

第4条 法第55条第1項の規定により許可を受けた営業者は、当該許可を証する書面を営業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年市条例第1号）

この条例は、平成16年2月27日から施行する。

附 則（平成16年市条例第52号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年市条例第94号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市条例第57号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市条例第21号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年市条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は令和2年6月1日から、第2条の規定は令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条の適用については、第1条の規定による改正前の岡山市食品衛生法施行条例第3条、別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。